

協働型社会的企業と就労支援

－わが国の社会的企業類型化とグランデッド・セオリーによる調査－

横浜市北部児童相談所 宮竹 孝弥 (008254)

キーワード：社会的企業介入、支援付き就労、社会開発的ソーシャル・ワーク

1. 研究目的

世界的に職に就く環境が劣化しており、近年では自力で職に就けない人々が増加している。この社会的に不利な人々のために、新たに社会的企業を興そうとする取り組みが、世界で広がっている。これらの社会的企業の活動では、営利目的よりは就労機会の創出を目指している。世界的には社会的企業の法制化が進み就労支援が変化しているが、わが国では社会的企業の法制化は未定である。国内では、社会福祉援助の縦割り各分野における関連制度の展開に留まり、横断的に共通する課題と支援方法の整理が必要である。社会的企業においては、就労義務による圧迫よりは就労支援活動を重視しており、本研究は協働型社会的企業の就労支援を取り上げる。

2. 研究の視点および方法

(1) 社会的企業介入と社会開発的ソーシャル・ワーク

就労支援において、ソーシャルワーカーは、当事者の生きづらさと社会システムに関わり人々の行動と環境との相互の接点に介入する。障がい者の失業に対する社会的企業の介入は、社会開発的ソーシャル・ワークを目指す取り組みと認められる。

(2) 社会的企業の定義と類型

近年のユーロでは、急激に社会的企業が増加している。イタリアでは経済的不況の中で社会的企業の設立が続き、イギリスでは関連法案の整備が進みコミュニティでの役割が求められ、フランスでも法制化の手続きが進行している。ラヴィル他による連帯経済の構想の将来は壮大な全地球的なものである。わが国における社会的企業は、いまだ法制化もされず各団体がそれぞれの価値観で展開している。イタリア、韓国などの外国の実践に多くを学ぶが、取り入れ方も団体によって異なっている。

まずわが国の社会的企業の基本定義を次の2点とする。

- i. 利用者を労働市場において社会的に不利な立場にある人々とする。
- ii. 社会的企業の目的にコミュニティへの貢献を提唱している。

これをさらに活動状況、海外との比較から文献研究により類型化を試みる。

(3) 社会的企業への質的調査

(調査対象) 協働型社会的企業Bセンター

A市で知的障害者の親の会が母体であり、前身はA市で最古の知的障害者地域作業所であった。この作業所の指導員が、作業所2階にBセンターを設立する。駅前、道路、公共施設などの清掃事業開始し、昨年で30年目になる。地域作業所は役目を終え閉鎖され、

Bセンターは昨年より公益法人になる。知的障害者約40人を雇用。センター長1人、指導員2人。健康保険適用、最適賃金の支払いを確保している。前記の類型化に基づき、Bセンターの現在の位置を確認する。

インタビューを録音し、グレイザーによるグランデッド・セオリーに基づき分析を行った。この質的研究では、開かれた聞き取りを実施して仮説設定せず、考察を行った。

3. 倫理的配慮

なお本調査は、東洋大学25年度倫理審査委員会の承認を得ている。日本社会福祉学会の「研究倫理指針」に基づき、個人情報保護と人権尊重に慎重な配慮を行った。

4. 研究結果

わが国の社会的企業を活動状況、海外との比較から4つの形態に分けた。

- ① ソーシャル・ファーム型。利用者は障害者で、50%以上の障害者雇用。
障害者総合福祉法による就労継続A型、B型。施設運営する社会福祉法人による雇用。
障害者雇用法による特例子会社。障害者雇用補助。共同連により提案されている社会的作業所。イギリスにおけるソーシャル・ファームUKの認証を受けた企業。
- ② ソーシャル・イノベーション型。ソーシャル・イノベーション、ソーシャル・アクションを目指す支援活動。社会的に不利な人々に対等な給与の支給を目指し、時に公的補助金制度をあえて活用せず、利用者が運営に参加する事を目標に掲げる企業。我が国では失業者への制度を活用。若者自立支援事業。ホームレス自立支援事業。NPO。
- ③ コミュニティ・ビジネス型。経済産業省のコミュニティ・ビジネス/ソーシャル・ビジネス、地方自治体が支援を行う、滋賀県、箕面、札幌の公的支援のある保護雇用および社会的事業所。またはコミュニティとの連携がみられるもので、徳島県上勝町、長野県における高齢者就労支援事業。韓国における社会的企業(2007年立法)、イギリスにおけるCIC。
- ④ ソーシャル・エコノミー型。ヨーロッパにおける21世紀型社会主義ともいわれるソーシャル・エコノミーの考え方に基づく。利用者は社会的に不利な立場にある人々である。イタリアにおけるソーシャル・コーポラティヴ。我が国でワーカーズ・コレクティブ。南アメリカの国々

5. 考察

- (1) Bセンターは、障がい者雇用を目指して設立されたが、その活動はソーシャル・ファーム型からソーシャル・イノベーション型に、コミュニティ・ビジネス型へ展開してきている。
- (2) Bセンターの支援付き就労は、安定した雇用により自立支援を実現し、支援者と当事者の相互の参加による協働型社会的企業と認められる。